

それでは、ただいま提出いたしました議案について御説明申し上げます。

議第 53 号は、一般会計の補正予算でございますが、年度内における各事業の執行状況および最終的な財源見通しに基づき、所要の調整を行い、総額で 4 億 5, 072 万円の増額補正を行おうとするものでございます。

まず、歳入でございますが、県税は、個人県民税が 37 億 880 万円の増額、法人二税が 85 億 2, 110 万円の増額となるなど、総額で 136 億 4, 700 万円の増額となっております。

また、地方交付税は、決定状況を踏まえて増額するものであり、県債につきましても、事業費の変動などを踏まえて、所要の調整を行おうとするものでございます。

次に、歳出でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う病床確保や先般の大雪のための道路除雪に係る経費等を追加いたしますとともに、中小企業関係の貸付金の不用をはじめ、一般行政経費につきましても、執行残等を精査するなど、所要の調整を行うこととしております。

このように歳入、歳出の調整を図った上で、財政調整基金と県債管理基金につきましても、財源不足への対応のための取崩を見送るとともに、積立を行うことにより、令和 4 年度末の見込みで、両基金合わせて約 366 億円の残高を確保することとしております。

加えて、福祉・教育振興基金や公共建築物等長寿命化等推進基金をはじめ、10 の特定目的基金においても積立を行い、基金残高の確保を図ることで、後年度の財政負担や、当面する諸課題への対応に備えてまいりたいと考えております。

議第 54 号から議第 68 号までは、特別会計および企業会計につきましても、所

要の調整を行ったところでございます。

次に、条例案件について申し上げます。

議第 69 号は、国の子育て支援対策臨時特例交付金事業に、子育て家庭支援の基盤整備を支援するための事業が加えられたことに伴い、基金の設置目的の整備を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件について申し上げます。

議第 70 号から議第 72 号までは、県の行う建設事業等に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることについて、それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。